

R7. 12. 10 議会運営委員会

金岡委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
既に御存じのとおり、12月4日付で、県民の会の橋本敏男議員の議員辞職が許可され、本日は、このことに伴う議会運営等について御協議願うとともに、議案の追加提出に関する議事手続についても御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりますので、御協力願う。

1. 議員の辞職に伴う議会運営等について

(1) 議席及び議席番号

金岡委員長 初めに、議員の辞職に伴う議会運営等について、御協議願う。
まず、議席及び議席番号についてである。
議員辞職前の議席は、1ページの資料1のとおりである。
今後実施される、補欠選挙で当選した議員が加入するまでの間ということになるが、それまでの間、議席については空席とし、議席番号については欠番とすること
でいかがか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

(2) 常任委員会の組織

金岡委員長 次に、常任委員会の組織についてである。
常任委員会については、所属していた危機管理文化厚生委員会をそのまま欠員と
することで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議会運営委員会の構成

金岡委員長 次に、議会運営委員会の構成についてであるが、各会派への配分数に影響はない
ので、議運の構成は現行どおりということで、御了承願う。

(了 承)

(4) 特別委員会の構成

金岡委員長 次に、特別委員会の構成についてである。
議運の構成に変更がないので、議員定数問題等調査特別委員会及び人口減少対策
調査特別委員会の委員の割り振りについても、現行どおりとなるので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長 議員定数問題等調査特別委員会については、橋本議員の議員辞職により欠員が生
じることとなるので、県民の会は、後任の委員を早急に人選の上、事務局へ提出し
ていただくよう、御協力願う。

なお、委員の選任については、閉会日の本会議で諮ることとし、議事手続の詳細
については、閉会日の議運で改めて御協議いただくこととするので、御了承願う。

(了 承)

(5) 一括質問の発言者数

金岡委員長

次に、一括質問の発言者数についてである。

本日、橋本議員が質問を予定していたが、議員辞職により、12月定例会に割り振られている県民の会の発言者1名が削除されることとなる。

このため、本日の質問者は、午前は自由民主党の横山議員、午後は日本共産党の塚地議員の2名となるので、御了承願う。

以上が、議員辞職に伴う議会運営等についてである。

なお、本会議での会期別・会派別年間発言回数や会派控室等については、今後実施される土佐清水市選挙区の補欠選挙の後に、臨時の議運を開き、新たな議席や議席番号等とあわせて御協議いただくので、御了承願う。

(了 承)

2. 議案の追加提出について

金岡委員長

次に、追加提出予定議案についてである。

総務部長、説明願う。

清水総務部長

本日追加で提出させていただく議案について、説明させていただく。画面に表示されている資料を御覧願う。

追加で提出させていただく議案は、全て令和7年度補正予算議案4件である。内訳は、一般会計補正予算1件、企業会計補正予算3件である。これは、主に、国の経済対策補正予算に対応するためのものである。

2ページ以降に説明資料を添付してあるが、詳細の説明については、この場では省略させていただく。

以上である。

金岡委員長

何か質問はないか。

(な し)

金岡委員長

それでは、ただいま総務部長から説明のあった第31号令和7年度高知県一般会計補正予算から第34号令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算までの議案4件については、本日の会議で日程に追加して議題とすることで御了承願う。

(了 承)

3. 議事手続について

ア 提出者の説明

金岡委員長

次に、議事手続についてである。

追加提出となる議案4件については、本日の会議の冒頭、議長の諸般の報告の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

R7. 12. 10 議会運営委員会

金岡委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑

金岡委員長 次に、議案に対する質疑についてである。
追加提出される議案4件については、開会日に提出されている議案31件と併せて一括議題とし、質疑を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
次に、発言通告書の提出期限についてである。
発言通告書の提出は、昨日の正午で締め切っているので、これらの議案に対する質疑を行う場合は、追加の通告をしていただく取扱いとし、その提出期限を本日の本会議開会時刻までとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
以上、ここまでの議事手続についてである。

4. その他

金岡委員長 次に、その他で何かないか。

岡田(芳)委員 急なことだが、今日の塚地議員の質問の際に、スクリーンに資料を写して質問をさせていただきたいと思っている。スクリーンとプロジェクター、レーザーポインターの使用をお認めいただきたい。
資料の中身は、自動車税の身体障害者等の減免制度について、資料が込み入っているので、資料をスクリーンに写して質問させていただきたい。よろしく願います。

金岡委員長 ただいま、岡田委員から塚地佐智議員の一般質問の際にスクリーン、プロジェクター、レーザーポインターを持ち込みたいとの御発言があった。
この件については、一般質問を行うに当たり使用することを議会運営委員会に申し出た電子機器は、持ち込みが認められるとの申合せがあるので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長 ほかに、ないか。

(な し)

金岡委員長 それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、12月12日金曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。

R7. 12. 10 議会運営委員会

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。